番号	国交Ｂ005
特定地域活性化事業の名称	分割可能貨物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	基準緩和自動車の認定要領について（平成９年９月19日付け自動車交通局長通達）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	①　長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラについては、当該単体物品を輸送する必要性、代替輸送手段がないこと等を審査し、輸送する単体物品の輸送に最小限必要となる範囲で基準緩和を認定。 ②　分割可能な貨物を輸送するセミトレーラについては、輸送する貨物の重量、当該車両の貨物の落下防止構造等を審査し、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で車両総重量の基準緩和を認定。
特例措置の内容	総合特別区域内の特定経路において、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造のセミトレーラ（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第４条に規定する車両総重量及び第４条の２に規定する軸重等に限って、上記通達により基準緩和の認定を受けている又は当該認定を新たに受けようとするものに限る。）による分割可能な貨物の輸送について定めた地域活性化総合特別区域計画が、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該セミトレーラについて、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく特殊車両通行許可を受けることが確実であることについて当該特定経路を管轄する道路管理者に確認された場合にあっては、当該特定経路において、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として緩和できるものとする。
同意の要件	認定を受けようとする地域活性化総合特別区域計画において、以下の内容が確認できること。 ①　指定地方公共団体、製品企業及び物流企業等で構成される地域協議会等（以下「協議会等」という。）において、事業者と特定経路を管轄する道路管理者との間で道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担して実施することについて協議し同意していること。 ②　協議会等が策定した輸送の観点から講じる安全対策を協議会等の構成団体が一体となり徹底すること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交Ｂ006
特定地域活性化事業の名称	過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年自旅第138号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法第80条第１項の許可について、他車種でのレンタカー事業で２年以上の経営実績を有し、かつ、過去２年間において車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。
特例措置の内容	道路運送法第79条の登録を受けて過疎地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第80条第１項の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。
同意の要件	総合特区内において本特例措置の適用を受ける場合は次の要件を満たしていること。 ①　過疎地有償運送に係る運営協議会を主宰する地方公共団体により、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や過疎地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置が講じられていること。 ②　当該過疎地有償運送に係る運営協議会において、過疎地有償運送の用に供する自家用自動車がレンタカー事業に兼用されることについて合意されていること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

別表３を次のように改める。

別表３　全国において実施することとされた規制改革

注）「市町村」には、特別区を含む。

事　項　名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
関税暫定措置法第４条（航空機部分品等の免税）の手続きの簡素化	①　自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式（Ｐ―1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする。 ②　また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする（①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う）。 上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。	関税暫定措置法基本通達４―４等（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日実施（措置済）	財務省
港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	関税法基本通達20―５を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	関税法基本通達20―５（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日実施（措置済）	財務省